

大分県報

平成三十一年
号 外（七）
二月十五日

（金曜日）

目次

規則

大分県事務委任規則の一部改正

○規則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第三の消費生活・男女共同参画プラザ所長の部の次に次のように加える。

動物愛護センター所長

項目

一 大分県動物の愛護及び管理に関する条例（以下この項中「条例」という。）に関する事務

委任事項

- 一 条例第九条第一項の規定に基づき、係留されていない飼い犬を収容すること。
- 二 条例第十条第三項の規定に基づき、飼養者が引き取らない飼い犬を処分すること。
- 三 条例第十一条第一項の規定に基づき、犬を譲渡すること。
- 四 条例第十三条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、猫を譲渡すること。
- 五 条例第十八条第一項の規定に基づき、飼い犬の飼養者に対し、当該飼い犬の保管に要した費用及びその返還に要する費用を負担させること。

平成三十一年二月十五日

<p>二 おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成三十年大分県条例第三十五号。以下この項中「条例」という。）に関する事務</p> <p>この項中おおいた動物愛護センター利用規則（平成三十年大分県規則第六十四号）を「規則」という。</p>	<p>六 条例第十八条第二項の規定に基づき、譲渡を受ける者に対し、譲渡のために要した費用を負担させること。</p> <p>七 条例第十八条第二項ただし書の規定に基づき、譲渡のために要した費用の負担を免除すること。</p>
<p>一 条例第八条第一項の規定に基づき、利用の許可を取り消し、又は利用を制限すること。</p> <p>二 条例第十一条第二項の規定に基づき、利用料金を承認すること。</p> <p>三 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に利用時間を変更すること。</p> <p>四 規則第二条第三項の規定に基づき、指定管理者が臨時に利用時間を変更することを承認すること。</p> <p>五 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に休業し、又は休業日に開業すること。</p> <p>六 規則第三条第三項の規定に基づき、指定管理者が臨時に休業し、又は休業日に開業することを承認すること。</p> <p>七 規則第四条の規定に基づき、指定管理者が作成したドッグランの利用の許可の手續を承認すること。</p> <p>八 規則第五条の規定に基づき、指定管理者が作成した利用料金の免除及び還付に関する手續について承認すること。</p> <p>九 規則第六条の規定に基づき、同条第四号から第六号までに掲げる行為を承認すること。</p>	<p>六 条例第十八条第二項の規定に基づき、譲渡を受ける者に対し、譲渡のために要した費用を負担させること。</p> <p>七 条例第十八条第二項ただし書の規定に基づき、譲渡のために要した費用の負担を免除すること。</p>

附則

この規則は、平成三十一年二月十七日から施行する。